

横浜市発注工事における社会保険等加入促進対策に係る手続きについて

横浜市では、本市発注工事において次のとおり社会保険等^{※1}の加入促進対策を実施することとしましたのでお知らせします。なお、詳細については「社会保険等加入促進対策に係る手続きの流れ」（別添）によることとします。

1 実施内容

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行った、**下請契約を締結する全ての本市発注工事**について
- ①社会保険等未加入建設業者^{※2}（以下「未加入業者」）との下請契約（二次以下を含む全て）を禁止します。
 - ②ただし、次の場合は未加入業者を二次以下の下請負人とすることができます。
 - ・一定の期間内に加入確認書類を発注者に提出した場合
 - ・当該未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合など、**特別の事情**があると発注者が認める場合
 - ③上記①に違反していることが判明した場合（上記②に該当する場合は除く）は、元請負人に対して、未加入業者が一次下請負人であれば1か月の指名停止措置を、二次以下の下請負人であれば書面による警告を行います。また併せて、工事成績評定点を減点します。
 - ④未加入業者は建設業許可権者へ通報します。
- (2) 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までに公告、指名通知、又は見積依頼を行った**下請総額 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）の本市発注工事**、及び平成 27 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに公告、指名通知、又は見積依頼を行った**下請契約を締結する全ての本市発注工事**について
- ①社会保険等未加入建設業者^{※2}との一次下請契約を禁止します。
 - ②上記①に違反していることが判明した場合は、元請負人に対して、原則1か月の指名停止措置を行うとともに、工事成績評定点を減点します。

ただし、指定する期間（原則1か月）内に加入が確認できた場合には、指名停止措置及び工事成績評定点の減点は行いません。
 - ③施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。

2 運用について

(1) 一定の期間（加入確認の猶予期間）

原則1か月以内とします。ただし請負人が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、二次下請負人の場合は最大2か月、三次以下の下請負人の場合は最大3か月に延長することができます。

(2) 特別の事情

下請負人が未加入業者で、かつ特別の事情がある場合は、「特別事情申請書」を発注者に提出すれば、発注者がその是非を判断します。

特別の事情として次のようなケースが考えられます。

- ①災害等による応急復旧工事や、特殊な技術、機器・設備等を有する業者と下請契約しなければ目的を達することができない場合
- ②未加入業者が二次以下の下請負人であって、元請負人が当該下請負人に、書面等により適切に加入指導を行ったにもかかわらず、加入しなかった場合

(3) 時限的措置

上記（2）の②を特別の事情とするのは、平成30年度中の時限的措置とし、平成31年3月31日までに契約する工事を対象とします。

3 社会保険等加入状況の確認方法

(1) 一次下請負人

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 二次以下の下請負人

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

4 社会保険等未加入状況報告書について

社会保険等の未加入が判明した場合は、元請負人から「社会保険等未加入状況報告書」を提出していただきます。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

<お問合せ先>

実施内容に関すること：横浜市財政局公共施設・事業調整課 電話：045-671-2025
契約手続きに関すること：横浜市財政局契約第一課 電話：045-671-2246